

徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月6日

徳島県監査委員 鹿山公弘
同 大西康生
同 福山正啓
同 井村保裕
同 平山尚道

監査結果の公表年月日		令和7年2月14日
監査の結果		講じた措置
(1) 収入証紙に関する事務で適切でないもの	＜南部総合県民局農林水産部〈美波庁舎〉＞ 収入証紙による収入手続において、消印がなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、各届出の決裁ごとに証紙の消印をすべきところ、担当者が決裁後にほかの届出書とまとめて消印を行い、その際一部が見落とされ、消印がなされていなかったものである。 担当者はもとより決裁ラインの担当リーダー、管理職（担当次長、総括次長）が、申請書の決裁後に行うべき収入証紙収納簿の整理、収入証紙の消印に関する事務処理について、認識が不足していたため生じたものである。 指摘を受け、直ちに監査対象年度の全ての申請等に係る立案文書、収入証紙の額面を個別に突合したところ、適正に処理できていることが確認されたため、収入証紙収納簿を記帳、決裁の上、本件証紙の消印を行った。 また、再発防止策として、チェックリストを作成し事務処理の徹底と的確なチェック体制の強化を図ったほか、単件ごとに担当者、担当リーダー、担当次長が収入証紙の貼付の有無など証紙の状態及び収入証紙条例施行規則第4条第3項の規定に則り確実に消印されていることを確認し、最終の確認を総括次長が行うこととした。 今後とも、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行に努める。
	＜南部総合県民局農林水産部〈美波庁舎〉＞ 収入証紙による収入手続において、収入証紙収納簿が作成されておらず、決裁権者の審査を受けないまま収納額が決定されている。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、届出の決裁と併せて収入証紙収納簿へ所要の事項を記帳し決裁をすべきところ、主担当が電子上で記録したことで処理が完了したものと考え、収入証紙収納簿の作成が出来ていなかったものである。 担当者はもとより決裁ラインの担当リーダー、管理職（担当次長、総括次長）が、申請書の決裁後に行うべき収入証紙収納簿の整理に関して、認識が不足していたため生じたものである。

		指摘を受け、直ちに監査対象年度の全ての申請等に係る立案文書、収入証紙の額面を個別に突合したところ、適正に処理できていることが確認されたため、収入証紙収納簿に所要の事項（収納日、申請者、収納額、番号）を記帳し、決裁を行った。 また、再発防止策としてチェックリストを作成し、事務処理の徹底と的確なチェック体制の強化を図ったほか、単件ごとに担当者、担当リーダー、担当次長が収入証紙収納簿に所要の事項が適正に記帳されているか確認のうえ、最終の確認を総括次長が行うとともに、収入証紙収納簿の月ごとの集計時にも、最終の確認を総括次長が行うこととした。 今後とも、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行に努める。
(2) 超過勤務手当の支給で適切でないもの	＜東京本部＞ 週休日の振替等に伴う超過勤務手当について、支給区分を誤っているものや支給できていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、イベント等で職員が週休日・祝日に勤務した際、週休日の振替・代休日の指定に伴う超過勤務手当等の申請を誤り、超過勤務手当の支給誤り、休日給の支給漏れとなったものである。 これらについては、令和6年12月の月例報告において、追給及び返納の処理を行った。 誤りが発生した原因は、各職員はもとより、総務担当者、決裁権者においても、週休日振替時等の処理に関する知識が不足し正しい処理と誤認していたこと、また、最新の振替様式の導入を怠っていたことによるものである。 指摘を受け、改めて管理職を含む職員全員が参加する会議において正しい知識習得を図ったほか、「週休日の振替簿」が更新され次第速やかに所属内で共有することをルール化するとともに、「週休日の振替簿」のうち「総務担当者確認用」の欄についても、総務担当者だけでなく申請者と管理職もチェックするよう、確認体制を改めた。 なお、監査対象年度において、上記のもの以外には同様の誤りがないことを確認した。 今後とも、研修等の機会を活用し、基本的な会計知識の補充・アップデートを定期的に行い、適正な事務処理に努める。
(3) 支出事務で適切でないもの	＜中央テクノスクール＞ 物品購入に係る事務において、決裁に関わる上司名の印鑑を購入の上、支払関係書類に押印し、支払等を行っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、物品購入に係る事務において、担当の職員が決裁に関わる上司名の印鑑を購入の上、支払関係書類に押印し、支払等を行っていたものである。春・秋のコンプライアンス研修などを受講しているものの、公務員としての自覚や綱紀保持及び服務規律の確保に関する意識が欠如していた。 指摘を受け、職員に対し、綱紀保持及び服務規律の確保について改めて再確認するとともに、事務の適正な処理についても、より一層の周知徹底を図った。 また、決裁プロセスの明確化を図るため、電子決裁が可能なものは全て電子決裁とし、物品購入に関して年度当初から計画的に購入すること

		を周知した。 なお、監査対象年度に、同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、決裁時には、管理職を含め決裁に関わる職員が適切に確認するなど再発防止策を徹底し、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努める。
(4) 契約事務で適切でないもの	<精神保健福祉センター> 通信サービス利用契約において、予算成立前に契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、災害時に使用するための通信サービス利用契約を締結した際、遅滞なく継続して使用できるようにしなければならないと考え、予算成立前であったにもかかわらず、予算執行行為となる見積徴収等を行い、契約を締結したものである。 指摘を受け、契約事務に関する根拠規定等について、全職員へ周知徹底を行うとともに、事務担当者はもとより、担当リーダー及び次長が、事務手続が適正になされているか、重ねてチェックを行い、再発防止を図ることとした。 なお、監査対象年度において同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努める。
	<中央テクノスクール> 入札不調による随意契約において、予定価格を変更して契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は「入札が不調となったのちの随意契約時には、予定価格を変更できない」旨を十分認識できていなかったことが原因と認識している。 指摘を受け、職員に改めて物品購入マニュアルの周知徹底を図るとともに、入札に携わる職員と適正な事務処理について共有した。 なお、監査対象年度には、同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、同様の事案が発生しないようマニュアル等を十分確認し、不明な点は関係機関に確認するとともに、決裁時には管理職を含め適切に確認を行うなど、適切な事務執行に努める。また、入札に携わる職員においても、管財課の資料等を利用して入札手続等を改めて確認し、適切な入札事務に努める。
	<関西本部> 委託契約において、契約締結日を誤った契約書を作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、決裁過程における確認不足や公印押印時の最終確認が不十分であったため、誤った日付で契約を締結したものである。 当該事案判明後、委託業者へ書類に不備があったことを説明するとともに、監査対象年度に、他の事業についても同様の誤りがないことを確認している。 指摘を受け、審査担当者が職員会議の機会を活用し、職員全員に対し、契約締結時の決裁手順や複数人によるチェック方法について説明し、一人一人がより注意深く決裁を行うことはもとより、審査担当者による確認及び公印押印時の副本部長によるチェックの強化・徹底を図ることとした。

		今後とも、同様の事案が発生しないよう、組織的な確認を徹底し、適正な事務執行に努める。								
(5) 工事に 関する 事務で適切 でないもの	＜南部総合県民局農林水産部〈阿南庁舎〉＞ 変更工事請負契約において、誤った積算単価により設計書を作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、農業集落道の整備工事における切土の法面表層部の崩落防止を図るための吹付法砕工において、法面崩落により対象数量が増加したことから、施工規模に係る加算率の適用を見直すべきところ、当初設計の加算率のまま変更契約を行っていたものである。 誤りが発生した原因は、担当者が「施工規模の加算率」を算定する際、十分確認を行っていなかったこと、その後のチェックも十分に行われなかったことによるものである。 指摘を受け、南部総合県民局農林水産部において速やかに勉強会を開催し、積算担当者と事案を共有するとともに、工事設計書の決裁時に使用するチェックリストの見直しを検討し、歩掛かりに関する項目に「施工規模の加算率」を新たに設け、設計者、審査者、担当リーダーによる二重三重のチェックが確実になされるよう様式を改正し、令和6年11月1日以降に作成する設計書において当該チェックリストを用い、加算率が適正に算定できているか確認を行っている。 なお、監査対象年度においては、ほかに同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、機会を捉えて周知徹底を行い、同様の事案が発生しないよう組織的な確認と適正な事務の執行に努める。								
(6) 収入で未収 となっている もの	＜南部こども女性相談センター＞ 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>6,418,880 円</td></tr><tr><td>令和4年度決算額</td><td>5,918,100 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>500,780 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	6,418,880 円	令和4年度決算額	5,918,100 円	増減額	500,780 円	未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努めた。 また、未収金ケース検討会議などを通じて、負担金業務担当者と担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、保護者に対して繰り返し制度を説明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行っている。 さらに、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導により期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努めている。 今後とも、適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>6,418,880 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	6,418,880 円
令和5年度決算額	6,418,880 円									
令和4年度決算額	5,918,100 円									
増減額	500,780 円									
令和5年度決算額	6,418,880 円									

		<table><tr><td>収入済額</td><td>983,060 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>598,840 円</td></tr><tr><td>令和7年3月31日現在の収入未済額</td><td>4,836,980 円</td></tr></table>	収入済額	983,060 円	不納欠損額	598,840 円	令和7年3月31日現在の収入未済額	4,836,980 円									
収入済額	983,060 円																
不納欠損額	598,840 円																
令和7年3月31日現在の収入未済額	4,836,980 円																
＜西部こども女性相談センター＞ 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>1,406,940 円</td></tr><tr><td>令和4年度決算額</td><td>1,786,930 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△379,990 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	1,406,940 円	令和4年度決算額	1,786,930 円	増減額	△379,990 円	滞納者に対しては、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、管理台帳を整備した上で、期限を定めた督促状や個別の事情に応じた督促文書の送付により納付を促している。 また、電話による催告のほか、分納等ケースに応じた償還計画を提案し、納付指導を行っている。さらに、所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮減に努めている。滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努める。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>1,406,940 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>377,380 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>31,400 円</td></tr><tr><td>過誤調定減額</td><td>6,600 円</td></tr><tr><td>令和7年3月31日現在の収入未済額</td><td>991,560 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	1,406,940 円	収入済額	377,380 円	不納欠損額	31,400 円	過誤調定減額	6,600 円	令和7年3月31日現在の収入未済額	991,560 円
令和5年度決算額	1,406,940 円																
令和4年度決算額	1,786,930 円																
増減額	△379,990 円																
令和5年度決算額	1,406,940 円																
収入済額	377,380 円																
不納欠損額	31,400 円																
過誤調定減額	6,600 円																
令和7年3月31日現在の収入未済額	991,560 円																
＜南部総合県民局地域創生防災部（阿南庁舎）＞ 県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>105,889,024 円</td></tr><tr><td>令和4年度決算額</td><td>100,138,023 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>5,751,001 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	105,889,024 円	令和4年度決算額	100,138,023 円	増減額	5,751,001 円	1 収入未済額の状況 令和5年度の「県税」の収入未済額は、主に個人県民税の滞納の増加により、前年度に比べて5,751,001円増加し、105,889,024円であった。 税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が90.8%、次いで個人事業税が2.9%、自動車税種別割(旧自動車税含む)が2.4%と、この3税目で県税収入未済額全体の96.1%を占める状況であった。 〔参考〕										
令和5年度決算額	105,889,024 円																
令和4年度決算額	100,138,023 円																
増減額	5,751,001 円																

		「個人県民税」の収入未済額96,151,378 円 (対前年度増減 +5,318,091 円) 「個人事業税」の収入未済額3,092,902 円 (対前年度増減 +180,402 円) 「自動車税種別割」の収入未済額2,518,144 円 (対前年度増減 △788,392 円) 2 講じた措置 滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」として、集中的に滞納整理に取り組むとともに、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」として、県下全域で県と市町村が連携して徴収の強化に努めた。 具体的には、滞納者に対し、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導により自主納付を促すとともに、財産があるにもかかわらず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。 また「滞納分析会議」を定期的の実施し、財産調査により把握した担税能力を基に、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認している。 このうち、収入未済額の90.8%を占める個人県民税の未済額の縮減が大きな課題となっていることから、管内全市町（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町及び海陽町）において、県と市町の税務職員の「相互併任制度」を活用した徴収支援体制を整えるとともに、地方税法第739条の5に基づく個人住民税の県への徴取引継などによる徴収支援を実施し、県と市町が一体となり徴収強化を図った。 3 今後の対応 今後とも、納期内納付向上に向けた広報、及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、管内市町と連携した厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。 県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和5年度決算額</td><td>105,889,024 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>37,222,529 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>1,878,984 円</td></tr><tr><td>令和7年3月31日現在の収入未済額</td><td>68,397,233 円</td></tr></table>	令和5年度決算額	105,889,024 円	収入済額	37,222,529 円	不納欠損額	1,878,984 円	令和7年3月31日現在の収入未済額	68,397,233 円
令和5年度決算額	105,889,024 円									
収入済額	37,222,529 円									
不納欠損額	1,878,984 円									
令和7年3月31日現在の収入未済額	68,397,233 円									
＜南部総合県民局保健福祉環境部（美波庁舎）＞										

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	1, 632, 880 円
令和 4 年度決算額	1, 676, 880 円
増減額	△44, 000 円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	17, 218, 781 円
令和 4 年度決算額	20, 185, 752 円
増減額	△2, 966, 971 円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	8, 350, 740 円
令和 4 年度決算額	8, 733, 660 円
増減額	△382, 920 円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	1, 821, 691 円
令和 4 年度決算額	1, 831, 691 円
増減額	△10, 000 円

1 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施している。

また、手当の定時支払前には、管内各町に対し受給者の状況調査を依頼し受給資格等を再確認するなど、返納金発生の未然防止や早期発見を図っている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努める。

2 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めている。

また、「債権回収強化月間」を 8 月に設定し、組織的に集中的な納付指導を実施するとともに、生活保護法改正後の保護費との相殺が可能となった債権には、債務者の同意のもと、最低生活に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し、担当職員と母子・父子自立支援員が電話や文書、訪問等による債権回収に取り組むとともに、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、未収金ケース検討会議を開催し、滞納状況の情報共有とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めている。

また、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、償還開始の連絡の際には、入金指導をすることにより新たな収入未済の発生防止に努めている。

さらに、口座振替の手続きを勧奨し、コンビニ収納や口座振替の再引き落としなどの利便性に配慮した収納を進めているところである。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保に努める。

		返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1, 632, 880 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>10, 000 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>1, 622, 880 円</td></tr></table> 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>17, 218, 781 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>1, 121, 741 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>661, 876 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>15, 435, 164 円</td></tr></table> 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>8, 350, 740 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>428, 020 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>7, 922, 720 円</td></tr></table> 寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1, 821, 691 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>24, 711 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>1, 796, 980 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	1, 632, 880 円	収入済額	10, 000 円	不納欠損額	0 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	1, 622, 880 円	令和 5 年度決算額	17, 218, 781 円	収入済額	1, 121, 741 円	不納欠損額	661, 876 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	15, 435, 164 円	令和 5 年度決算額	8, 350, 740 円	収入済額	428, 020 円	不納欠損額	0 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	7, 922, 720 円	令和 5 年度決算額	1, 821, 691 円	収入済額	24, 711 円	不納欠損額	0 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	1, 796, 980 円
令和 5 年度決算額	1, 632, 880 円																																	
収入済額	10, 000 円																																	
不納欠損額	0 円																																	
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	1, 622, 880 円																																	
令和 5 年度決算額	17, 218, 781 円																																	
収入済額	1, 121, 741 円																																	
不納欠損額	661, 876 円																																	
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	15, 435, 164 円																																	
令和 5 年度決算額	8, 350, 740 円																																	
収入済額	428, 020 円																																	
不納欠損額	0 円																																	
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	7, 922, 720 円																																	
令和 5 年度決算額	1, 821, 691 円																																	
収入済額	24, 711 円																																	
不納欠損額	0 円																																	
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	1, 796, 980 円																																	
	＜西部総合県民局地域創生観光部（美馬庁舎）（三好庁舎）＞ 県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 県税の収入未済額の状況	1 収入未済額の状況 令和 5 年度の「県税」の収入未済額は、39, 476, 343 円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の 83. 6%、自動車税が 5. 3%と、この 2 税目で県税収入未済額全体の 88. 9%を占める状況であった。																																

		令和 5 年度決算額	39,476,343 円		平成 20 年度末に約 1 億 6,300 万円あった収入未済額は、縮減に向けた取組を進めたことにより、ピーク時の約 24%となった。 〔参考〕 「個人県民税」の収入未済額 33,003,186 円（対前年度増減 △1,181,536 円） 「自動車税種別割及び自動車税」の収入未済額 2,078,545 円（対前年度増減 △923,370 円） 2 講じた措置 滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。 (1) 個人県民税の徴収対策 収入未済額の約 8 割を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と管内 2 市 1 町（美馬市、三好市及びつるぎ町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施した。 また、地方税法第 739 条の 5 に基づき、個人の住民税の一部について徴取引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、管内 1 市 1 町（三好市及び東みよし町）で実施している。 さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11 月から 12 月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町との「共同催告」による納税推進を、管内市町と連携、集中して実施した。 (2) 個人県民税以外の税目の徴収対策 自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を開催して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。 また、7 月から 9 月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理を行っている。 3 今後の対応 今後とも、納期内納付向上のための広報、及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施す
		令和 4 年度決算額	41,884,402 円		
		増減額	△2,408,059 円		

	ることで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。 また、個人県民税については、市町との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。 県税の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>39, 476, 343 円</td></tr><tr><td>収入済額</td><td>15, 732, 469 円</td></tr><tr><td>不納欠損額</td><td>2, 058, 309 円</td></tr><tr><td>令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額</td><td>21, 334, 696 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	39, 476, 343 円	収入済額	15, 732, 469 円	不納欠損額	2, 058, 309 円	令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	21, 334, 696 円										
令和 5 年度決算額	39, 476, 343 円																		
収入済額	15, 732, 469 円																		
不納欠損額	2, 058, 309 円																		
令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	21, 334, 696 円																		
＜西部総合県民局保健福祉環境部〈三好庁舎〉＞ 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>1, 964, 960 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>1, 967, 960 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△3, 000 円</td></tr></table> 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>16, 502, 319 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>14, 472, 341 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>2, 029, 978 円</td></tr></table> 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和 5 年度決算額</td><td>3, 769, 422 円</td></tr><tr><td>令和 4 年度決算額</td><td>3, 972, 022 円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△202, 600 円</td></tr></table>	令和 5 年度決算額	1, 964, 960 円	令和 4 年度決算額	1, 967, 960 円	増減額	△3, 000 円	令和 5 年度決算額	16, 502, 319 円	令和 4 年度決算額	14, 472, 341 円	増減額	2, 029, 978 円	令和 5 年度決算額	3, 769, 422 円	令和 4 年度決算額	3, 972, 022 円	増減額	△202, 600 円	1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況 「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話や家庭訪問による督促を定期的に行い、債務者の生活状況の実態を把握するとともに、粘り強く納付指導を実施し、収入未済額の縮減に取り組んでいる。 また、新たな収入未済の発生防止策として、年 1 回の現況届提出時に、不正受給の注意を喚起するリーフレットを受給者へ配付して不正受給防止について注意喚起するとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格の再確認を依頼するなど、町担当課との連携を強化することで、返納金発生の未然防止と早期発見に努めている。 引き続き、これらの取組を推進し、返納金の早期納入及び新たな発生の防止に努める。 2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況 「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。 債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済が滞る場合があり、このような者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に取り組んでいる。 また、平成 26 年の生活保護法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能であることから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収
令和 5 年度決算額	1, 964, 960 円																		
令和 4 年度決算額	1, 967, 960 円																		
増減額	△3, 000 円																		
令和 5 年度決算額	16, 502, 319 円																		
令和 4 年度決算額	14, 472, 341 円																		
増減額	2, 029, 978 円																		
令和 5 年度決算額	3, 769, 422 円																		
令和 4 年度決算額	3, 972, 022 円																		
増減額	△202, 600 円																		

		を進めている。 さらに、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配付・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配付の上、仕事や年金収入、世帯の変化など情報提供の依頼を行っている。 今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努める。 3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況 「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状を送付し滞納状況を通知するとともに、滞納者全員に対して、定期的な電話や訪問による償還指導を行っている。 特に、長期滞納者については、連帯保証人に対する償還指導にも重点を置き実施している。 また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、償還困難事例について「未収金対策会議」を開催して対応を検討するほか、11月を「償還指導の強化期間」として設定するなど、計画的な償還に向けた指導を積極的に行っている。 一方、収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人に「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付から償還までが長期に及ぶ資金については、定期的に住所や連絡先などに関する「状況確認書」の提出を求め、借受人や連帯保証人の状況把握と貸付金償還に向けた啓発を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めている。 また、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ「償還開始通知」を発送して償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。 さらに、収入未済額の縮減策として、口座引き落としにより償還できる口座振替の手続を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。 今後とも、滞納者に対する粘り強い償還指導や口座振替の利用勧奨により、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底する。 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
--	--	--

			令和 5 年度決算額	1,964,960 円
			収入済額	5,000 円
			不納欠損額	0 円
			令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	1,959,960 円
			返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況	
			令和 5 年度決算額	16,502,319 円
			収入済額	1,028,578 円
			不納欠損額	0 円
			令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	15,473,741 円
			母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況	
			令和 5 年度決算額	3,769,422 円
			収入済額	178,000 円
			不納欠損額	0 円
			令和 7 年 3 月 31 日現在の収入未済額	3,591,422 円

監査結果の公表年月日		令和7年3月4日
監査の結果		講じた措置
(1) 調定に関する事務で適切でないもの	<板野高等学校> 教育財産有償貸付契約において、貸付料の調定が遅延しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、本校に設置している自動販売機の設置場所に係る貸付料について、四半期ごとに調定し収納すべきところ、調定が遅延し納期限を1か月以上遅らせていたものである。 当該調定漏れを認識後、直ちに教育委員会へ報告して指示を仰ぎ、指示に基づき各自動販売機設置業者に貸付料を請求し、収納した。 なお、監査対象年度内において、ほかに同様の誤りはないことを確認している。 誤りが発生したのは、前担当者の退職後、後任の担当者が赴任するまで2か月のブランクがあり、前任者からの引継ぎの時間が十分取れなかったこともあり、後任者が事務の流れを完全に理解していなかったことが要因であった。 再発防止に向けては、事務の副主任者も主担当者と同じ事務を行うことで、複数の職員が事務に精通するようにし、組織的な対応を行えるようにするとともに、わかりやすい事務引継書の作成に努め、引継ぎ時間を十分確保することで、後任者が遺漏なく事務を処理できるよう対応を徹底した。 今後とも、組織的な確認を徹底し、再発防止に努める。
(2) 現金収入に関する事務で適切でないもの	<脇町高等学校> 歳入を直接収納したときは、特別の理由がある場合を除き、即日指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、払込みが遅れているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、卒業証明書の発行手数料として令和6年1月31日に収納した現金について、同日に歳入の調定を行ったものの、指定金融機関の営業時間終了後の収納であったため金庫で保管していたところ、払込みの手続を失念し、令和6年2月19日まで指定金融機関へ払込みを行っていなかったものである。 なお、監査対象年度の現金収納事務について再確認したところ、ほかに同じ内容の誤りはなかった。 指摘を受け、再発防止策として、直接収納した現金の取扱に関するチェックリストを新たに作成し、活用することにより、事務手続の漏れや誤りの防止を図ることとした。 また、事務室長及び担当者が毎日現金整理簿及び金庫内を点検し、現金の保管状況を確認するとともに、現金を保管した際は、払込予定日や内容を事務室内に掲示し、当日払込み予定となっている現金の有無を事務室長や他の職員が容易に確認できるようにすることにより、職員間のチェック体制を整え、相互に注意喚起を行うこととした。 今後とも、組織的な確認を徹底し、再発防止に努める。

(3) 特殊勤務手当の支給で適切でないもの	＜城東高等学校＞ 特殊勤務手当について、業務区分を誤って支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、特殊業務手当について、部活動における「大会又は試合に参加する場合の指導業務」と「対外運動競技等指導業務」の支給要件を十分に認識せず手当の申請を行ったことにより、支給区分の適用を誤って支出したものである。 今回指摘のあった7件については、令和7年2月に追給及び返納を行った。また、監査対象期間の特殊業務手当について再点検を行ったところ、同様の誤りを9件確認したため、併せて追給及び返納を行うとともに、改めて教職員へ制度の周知を行った。 今後とも、同様の事案の再発防止を図るため、機会を捉えて特殊業務手当の支給要件について教職員へ周知し、手当が正確に入力されるようにするとともに、決裁者及び事務担当者が、入力された内容が正確かどうかの確認をなお一層徹底することにより、適正な事務執行に努める。
	＜徳島科学技術高等学校＞ 特殊勤務手当について、業務区分を誤って支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、特殊業務手当について、教職員が行った業務内容に対する業務区分（手当コード）を誤って総務事務システムへ入力していたものである。教職員がシステムへ入力するとき、決裁者がシステムで決裁を行ったとき、給与担当者が月例報告を処理するときのそれぞれの段階において、業務内容と業務区分との整合性の確認が不十分であったことが原因である。 指摘を受け、監査対象年度1年間分の特殊業務手当について総点検したところ、全日制と定時制を合わせて214件の業務区分等の誤りと、48件の未支給が確認された。これらについては、令和7年3月末までに追給及び返納の処理を完了した。 今後とも、教職員への特殊業務手当制度の周知、総務事務システムへ入力する際の注意事項の一覧表（マニュアル）の充実に取り組むほか、決裁者及び給与担当者の月例報告時の確認、さらには、事務課長による事後確認の徹底により、再発防止に努める。
(4) 支出事務で適切でないもの	＜池田支援学校＞ 年度末において執行残が見込まれる予算から、次年度以降に使用する郵便切手を購入している。今後、適正な予算執行に努める必要がある。	今回の事案は、令和5年度中の使用見込み分を超えて郵便切手を購入していたものである。 翌年度に設備の緊急修繕が必要となった場合に備え、未執行の役務費予算（人的サービスに係る費用として想定）により前倒しで郵便切手を購入していた。 指摘を受け、在庫を適切に管理・使用するとともに、令和7年度以降は後納郵便を活用するように改め、切手等の取扱機会を削減し、郵便利用とそれに係る予算執行を同一の年度とすることを徹底していく。 さらに、令和6年度から、「リスク評価シート」に「年度中の使用見込み分を超えて郵便切手を購入していないか」を追加し、支出事務の適正

		な執行について職員に周知した。 なお、監査対象年度において、同様の誤りがないことを確認している。 今後とも、再発防止策を徹底し、同様の誤りが起きないように努める。
--	--	--